豊岡市の現状

1 社会教育行政の現状

市では、2014(平成 26)年度に、市長部局に地域コミュニティ振興部(生涯学習課、スポーツ振興課、文化振興課、コミュニティ政策課)が新設され、社会教育及び生涯学習の分野が市長部局での補助執行となった。また、職務権限の特例に関する条例を制定し、スポーツ及び文化に関する事務を市長部局で管理及び執行すること(直接執行)になった。

2020(令和2)年度には、条例を改正し、図書館、歴史博物館及び青少年センターの設置、管理に関すること、文化財の保護に関することも市長部局で直接執行することになった。

スポーツ、文化などは市長部局において、個別の計画やプランを策定し、積極的に事業が展開されている。

2023(令和5年)4月、市の組織改編により、教育委員会に社会教育課が新設され、 社会教育課で社会教育及び生涯学習の推進、青少年健全育成の推進に関する事務を執行 することとなった。また、社会教育課の新設に合わせ、図書館、青少年センターについ ても教育委員会の所管となった。

【参考】

○社会教育に関連する主な事業の所管課(2023年度)

	社会教育関連事業	所管課	主な計画等
市長部局	地域コミュニティ	くらし創造部・ 地域づくり課	・地域コミュニティビジョン・新しい地域コミュニティのあり方方針
	人権教育		
	多文化共生		・多文化共生推進プラン
	男女共同参画	くらし創造部 ジェンダーギャップ対策室	・男女共同参画プラン
	スポーツ		・スポーツ推進計画
	文化芸術	観光文化部	・文化芸術振興計画
	博物館・美術館	文化・スポーツ振興課	
	文化財		
教育委員会	生涯学習	・ 社会教育課	
	青少年健全育成		
	図書館	社会教育課図書館	・図書館未来プラン
	学校教育	学校教育課・幼児育成課 教育総務課	. しとわか数本プラン
	学校運営協議会 地域学校協働活動	学校教育課	・とよおか教育プラン

2 地域コミュニティの現状

2015(平成27)年2月に「豊岡市新しい地域コミュニティのあり方方針」を定め、あり方方針に基づき、全29地区(概ね小学校区)で地域コミュニティ組織を立ち上げ、さらにその活動拠点として、2017(平成29)年4月に、それまでの地区公民館をコミュニティセンターに一新した。

あり方方針では、地域コミュニティ組織が担う重点機能として、「地域振興」「地域福祉」「地域防災」「人づくり」の4つの分野を位置付け、各種講座やスポーツ大会、文化祭などの社会教育活動を地区公民館時代から継承しており、地域住民の自発的・主体的運営を通じて、地域コミュニティづくりの礎を築いている。

また、市内 29 地区それぞれが地域の目標や活動内容を定めた「地域づくり計画」を作成することとし、具体的なビジョンをもって地域づくりを進めている。

3 社会教育委員の廃止

市では、合併当初(2005年度)から社会教育基本法に基づき、豊岡市社会教育委員を委嘱していたが、2021年5月末の任期をもって社会教育委員を廃止した。

社会教育委員の主な職務は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、①社会教育に関する諸計画を立案すること、②会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、意見を述べること、③前述の職務を行うために必要な研究調査を行うこと、と定めている(社会教育法第17条)が、社会教育における諸課題は多様化、複雑化し、範囲も広範に及んでおり、これらすべてを社会教育委員で議論することが厳しくなってきていた。

市では、豊岡市博物館及び美術館運営委員会、豊岡市文化会館運営委員会など、社会教育の分野ごとに委員会を設置し、分野ごとに集中した議論を行い、市が行う各施策へ市民の意見を反映させていた。今後も、分野ごとの委員会による議論により社会教育を推進していくことから、社会教育全般を所掌する社会教育委員は、一定の役割を終えたものとし廃止した。